

公職選挙法が改正され選挙権年齢が18歳以上になります

～朝霞市で投票をするには選挙人名簿に登録される必要があります～

☎選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

公職選挙法の改正があり、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れていくために、今年夏に予定されている参議院議員通常選挙より選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。また、転出などにより選挙人名簿に登録されず投票ができなくなるのを防ぐため、名簿登録についても法改正が行われました。

選挙人名簿編

Q | 選挙人名簿に登録されるためには？

A | 朝霞市に住所を定め住民票が作成された日から引き続き3か月以上、朝霞市の住民基本台帳に登録されていることが必要です。

Q | 転入して3か月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

A | 今回法改正されたことにより、新しく有権者になられた方が、朝霞市に転入され3か月以上経過していない場合は、旧住所地の市区町村に確認してみましょう。
※旧住所地で住民票が作成された日から3か月以上経過していれば、旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されることとなります。

選挙運動編

Q | 18歳になったら選挙運動はしていいの？

A | 選挙運動は原則18歳以上の人であればできます。
※高校生は注意しよう!! 高校生の場合クラスの中には、18歳以上の人と18歳未満の人がいます。
17歳以下の方が選挙運動をすることはできません。

Q | 18歳、19歳による選挙違反に対して、罰則があるの？

A | 連座制の対象となりうるような重大な選挙違反を犯した場合は、少年法の特例として成人と同様に刑事処分されます。

投票編

Q | 投票日はいつなの？

A | 投票日が近くなると（公告）示されると投票所入場券を送付しますので投票日を確認しましょう。

Q | どこで投票するの？

A | 今住んでいる住所ごとに投票所が割り振られています。郵送される投票所入場券に記載された投票所に行きましょう。

Q | 投票所入場券を忘れてきちゃったけど、持って来ないとダメかな？

A | 入場券をお持ちでなくても選挙人名簿に登録が確認できれば投票はできます。

Q | 投票日当日は用事があって投票に行けないけどどうしたらいいの？

A | 投票日に用事があって投票に行けない方は、投票日前日まで期日前投票ができます。
朝霞市では市役所と朝霞台出張所で実施しています。
※期日前投票は選挙によって期間が違います。事前に確認をしましょう!



投票区の一部を変更しました

朝霞市選挙管理委員会では、投票区の一部見直しを行い、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

変更した投票区域にお住まいの有権者の方は、お間違いのないようにお願いします。

●投票区および投票所の変更一覧 ※下線部分に変更となった箇所です。



投票区	投票所名	投票区域
第2投票区	根岸台市民センター	岡1丁目(16番～21番)、岡2丁目(2番～9番、13番) 岡3丁目(全域)、根岸台2丁目(4番～17番) 根岸台3丁目(全域)、 根岸台4丁目(3番、4番、5番19号～42号、6番～8番、9番21号～27号、13番、14番)、大字溝沼(1237番地～1324番地、1327番地～1353番地、1422番地)、 大字岡(1番地～230番地、378番地～383番地) 大字台(全域)、 <u>大字根岸(全域)</u> 、 <u>大字下内間木(113番地～122番地)</u>
第8投票区	東朝霞公民館	仲町2丁目(全域)、 <u>根岸台5丁目(1番～3番、5番、7番～14番)</u> <u>根岸台6丁目(全域)</u> 、 <u>根岸台7丁目(2番～21番)</u>
第13投票区	東朝霞保育園	仲町1丁目(全域)、岡1丁目(1番～3番、6番～9番) 根岸台1丁目(全域)、根岸台2丁目(1番～3番) <u>根岸台4丁目(2番)</u> 、 <u>根岸台5丁目(4番、6番、15番～22番)</u>
第16投票区	根岸台保育園	根岸台4丁目(1番、5番1号～18号、5番43号～56号、9番1号～20号、9番28号～54号、10番～12番) <u>根岸台7丁目(1番、22番～48番)</u> 、 <u>根岸台8丁目(全域)</u>